

【町長】

通告順	3	質問 議員	篠原議員
質問 項目	地方自治法改正で町が受ける影響をどう考えるか		
質問 内容	現在開会中の第213回通常国会において、「地方自治体に必要な指示ができる制度（補充的指示権）の創設」を盛り込んだ地方自治法改正案が審議されている。 現在国の指示権は、人道上の理由や処理の高速化といった場合に限り発動できるが、改正案では「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」について、どのような事態が想定されるのか具体的には示していない。 2000年に地方分権一括法が施行され、それまでいわば上下の関係だった国と自治体が「対等・協力」の関係に改められた。今回の地方自治法改正案については、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで国が指示することを可能にするもので、国と地方の対等な関係が損なわれるとして全国知事会も懸念を表明している。町長はこのことをどう捉えるか。 国会論戦の中で、政府は、存立危機事態を含む「事態対処法」や、安保3文書に基づく「特定利用空港・港湾」への法律適用について、「除外するものではない」と否定していない。万が一にでも、有事の際に自治体職員が国の指示によって動かされることになるのではないかとすることを非常に危惧する。 このように、今回の地方自治法改正は自治のあり方に大きな影響を与えるのではないかと思うが、町長として沼田町はどのような影響を受けると考えているか、またこの動きにどう対応するのか聞きたい。		

【町長】

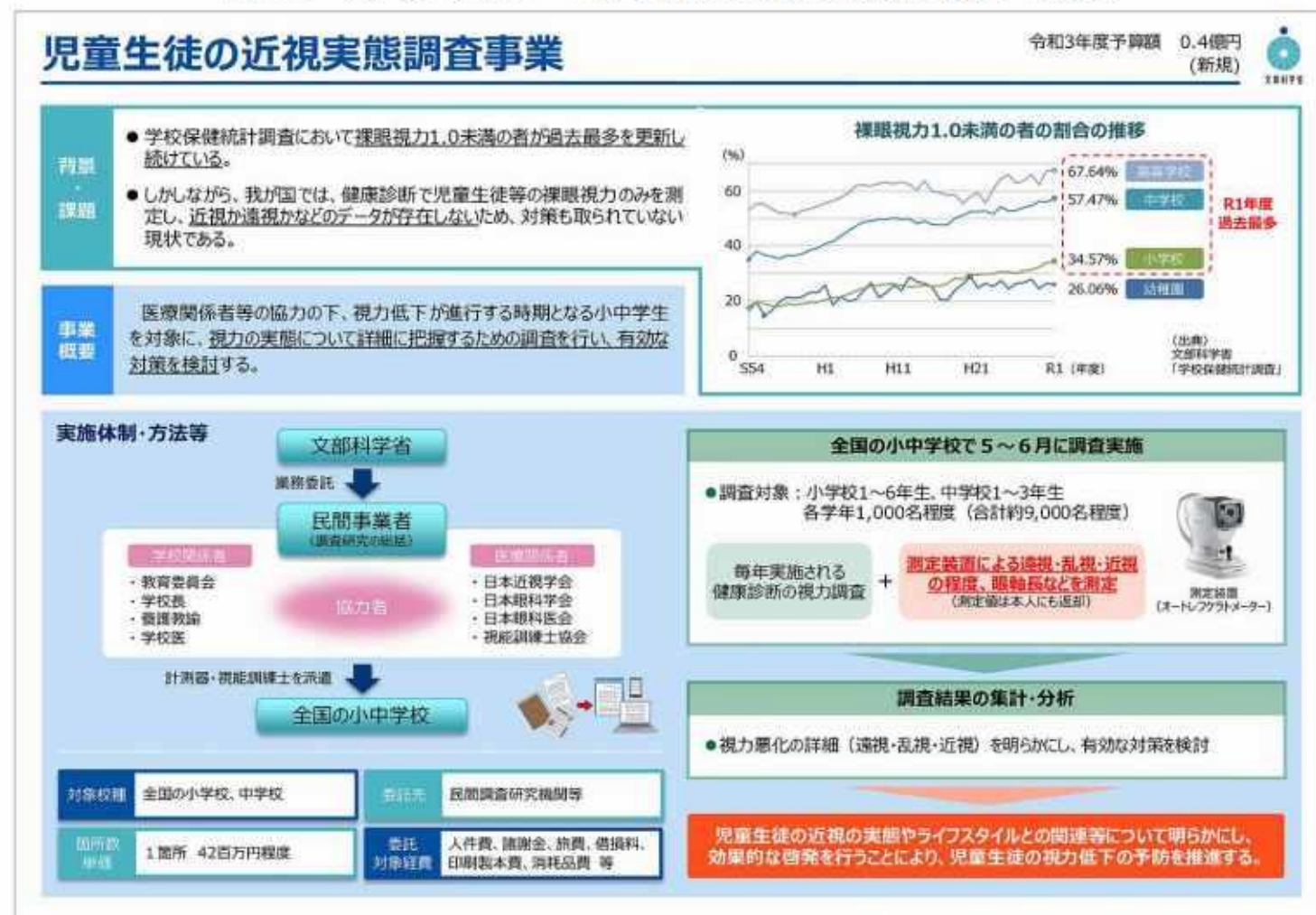
通告順	4	質問 議員	篠原議員
質問 項目	「無縁遺骨」を生まないための町の取り組みは		
質問 内容	沼田町では今年、町民の要望がかなって合同墓が設置されることになった。焼骨の継承に不安を持つ高齢者にとっては、死後に自分が入るお墓の心配をしなくてすむと喜ばれている。 一方、引き取り手のない遺骨が全国の自治体で6万体制も保管されており、そのうちの9割は身元がわかっているという実態がある。家族の中で自分が最後まで残った場合、「無縁遺骨」となるおそれは誰にでもある。 身寄りのない方が亡くなった場合、自治体が遺体を引き取り火葬して納骨することになると思う。戸籍をたどって親族に連絡を取り、遺体の引き取りを求めても拒否される場合があるといい、国による統一的な基準がないため対応は自治体任せになっている。 そのような状況の中、身寄りのない人が生前に死後のことを託せる「終活支援事業」に取り組む自治体がある。神奈川県横須賀市では18年、全国に先駆けて「私の終活登録事業」を始めた。東京都豊島区では、「安心終活センター」を開設し、緊急連絡先や献体の登録先、遺言書の保管場所などを登録できるようにしている。必要なことは、生活に困窮する人も含めて誰もが自分の死後のことを生前に選べる、『葬送の自由』が保障されることではないかと考える。 そこで次のことを聞きたい。沼田町では身寄りのない方が亡くなった場合に現在どのように対応しているか。また、死後の不安をなくすために終活支援事業に取り組む計画はあるか。		

【教育長】

通告順	5	質問 議員	篠原議員
質問 項目	子どもの視力低下の実態と対策は		
質問 内容	令和３年度に文科省が委託事業としておこなった「児童生徒の近視実態調査」（資料１）によると、ICT機器の普及により近視発症の要因が増加しており、１０歳以下で近視が発症した場合は近視が強度に至る可能性が高く、中年期以降失明につながるリスクも高まるとしている。この受託事業では学校向けの啓発資料（資料２）が発行されている。 全国の小・中学校と高校の養護教諭でつくる「子どものからだと心・連絡会議」による令和４年度の報告書では、文科省のデータを元に令和元年度からの３年間、視力１．０未満の子どもの割合が上昇していることを示した。 そこでまず、沼田町の小・中学生における視力の実態を聞きたい。先の報告にあるように沼田町でも児童生徒の視力が低下している実態は見られるか。視力低下の実態が見られる場合その原因をどう分析しているか。 文科省からの啓発資料配付以外に沼田町の対策として学校ではどのような指導をしているか。例えば、眼鏡の町として有名な鯖江市では目の健康体操を制作し、学校や高齢者施設で利用しているようだが、沼田町でもこのようなものを取り入れてはどうか。		

資料1 文部科学省委託事業「児童生徒の近視実態調査」

図 1-1 (参考) 文科省 「児童生徒の近視実態調査事業」の概要



文部科学省より提供

近年のスマートフォンやタブレット端末等の ICT 機器の急速な普及の影響により、近視発症のリスク要因である近業時間は増加していると推測されると共に、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛により、近視予防に有効とされる児童生徒の屋外活動時間が減少していることも推測される。低年齢であるほど環境変化によって近視が発症するリスクは高く、10歳以下で近視が発症した場合は、近視は強度に至る可能性が高い。近視が強度に至れば中年期以降、失明につながるさまざまな眼疾患のオッズ比によるリスクは高まる。(傍線は篠原)

(オッズ比：ある事象が起きる確率の、起きない確率に対する比)

タブレットを使うときの 5つのやくそく

児童用

目が悪くならないように、
学校やうちのルールを
守って使おう！

学校のタブレットは
べんぎょうに關係のないことに
使ってはいけません。



1 **30cm以上**はなして見てね！
姿勢よくイスに座って使ってみよう



2 **30分に1回**は休けいしてね！
30分おきにがめんから目をはなし、
20秒以上、窓の外など遠くを見よう



3 時々、**体を動か**してね！
休けいの時にまばたきを20回したり
伸びをしてみよう



4 **明るい部屋**で使ってね！
夕方や夜は、部屋を明るくして使おう



5 **ねる1時間前**にはやめてね！
うちのひとといっしょに、
「使う時間のルール」を決めよう



タブレットを使うときに 守ってほしい5つのこと

生徒用

目が悪くならないように、
学校や家庭のルールを
守って使いましょう！

学校のタブレットは
勉強に關係のないことに
使ってはいけません。



1 **30cm以上**離して使う
姿勢よくイスに座って使うのがポイント！



2 **30分に1回**は休憩する
30分おきに画面から目を離し、
20秒以上、窓の外など遠くを見よう！



3 時々**体を動か**す
休憩の時、瞬きを20回したり、
伸びするなど体を動かすと効果的！



4 **明るい部屋**で使う
夕方や夜は、画面の明るさを
少し暗めにするのがポイント！



5 **寝る1時間前**にはやめる
家族と一緒に、
使う時間のルールを決めよう！

